

協議第13号

使用料・手数料の取扱いについて

使用料・手数料の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

使用料・手数料の取扱いについて

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

平成21年 5月22日

原案承認

・ 修正承認

・ 継続審議

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	1 使用料・手数料の取扱い	小項目名	01 使用料・手数料
------	---------------	------	------------

協議内容	使用料・手数料の取扱いについて
合併協議会 協議結果 (調整方針)	住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の制度については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	これまでの「事務事業調査票」に掲載	これまでの「事務事業調査票」に掲載
相 違 点 と 課 題		

使用料・手数料一覧

番号	協議番号	使用料・手数料		協議結果(調整方針)	協議の状況
		熊本市	城南町		
1	17	税務証明手数料	税務証明手数料	熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。	幹事会承認
2	17	自動車臨時運行許可申請手数料	自動車臨時運行許可申請手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
3	17	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用料	熊本市の例に統一する。ただし、城南町で許可している物件については、次年度より熊本市の制度内容に移行した上で、更新により許可を認める。	幹事会承認
4	17		福祉センター利用料	現行の使用料を維持する。	幹事会承認
5	18	住基・戸籍手数料	住基・戸籍手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
6	18	地籍調査の成果の写しに係る手数料	地籍調査の成果の写しに係る手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
7	18	文化ホール(アスパル富合)	文化ホール(火の君総合文化センター)使用料	現行のとおり継続する。	幹事会承認
8	19	納付証明発行手数料(国保)	納付証明発行手数料(国保)	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
9	19	納付証明発行手数料(介護)	納付証明発行手数料(介護)	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
10	19	鳥獣飼養登録手数料	鳥獣飼養登録手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
11	19	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
12	19	老人福祉センター施設使用料	老人憩の家使用料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
13	19	納付証明発行手数料(後期高齢)	納付証明発行手数料(後期高齢)	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
14	19	養護老人ホーム入所者負担金	養護老人ホーム入所者負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
15	20	保育園保育料	保育園保育料	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第5回協議会承認
16	20	公立幼稚園保育料・入園料	公立幼稚園保育料・入園料	5年間現行のとおりとし、その後熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
17	21	浄化槽保守点検業者の登録手数料	浄化槽保守点検業者の登録手数料	合併後の更新時に熊本市の例に統一する。	幹事会承認
18	21	し尿収集運搬業更新許可申請手数料	し尿収集運搬業更新許可申請手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
19	21	浄化槽清掃業許可等手数料	浄化槽清掃業許可等手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
20	21	一般廃棄物処理業許可手数料	一般廃棄物処理業許可手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
21	22	農業委員会諸証明手数料	農業委員会諸証明手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
22	22	農用地区域でない証明手数料	農用地区域でない証明手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
23	22	市民農園事業	農園使用料	5年間の経過措置を設け、その間調整を図る。	幹事会承認
24	22		農集排下水道使用料	熊本市の公共下水道使用料に統一する。	第7回協議会承認
25	22		農集排受益者分担金	熊本市の公共下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。	第7回協議会承認
26	23	市営住宅使用料	町営住宅使用料	熊本市の例に統一する。使用料の上昇分については、建替え等が行われるまでの間激変緩和措置を設ける。小集落改良住宅使用料は、当分の間現行制度を存続する。	幹事会承認
27	23	市営住宅駐車場使用料	町営住宅駐車場使用料	熊本市の制度に統一する。なお、駐車場の整備が整うまでは現行のとおりとする。	幹事会承認

28	23	下水道使用料	公共下水道使用料	熊本市の例に統一する。	第5回協議会承認
29	23	公共下水道受益者負担金	公共下水道受益者負担金	熊本市の例に統一する。	第6回協議会承認
30	23	排水設備責任技術者・指定店登録手数料	排水設備責任技術者・指定店登録手数料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
31	23	道路占有料	道路占有料	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
32	24	各種体育施設使用料	各種体育施設使用料	料金は現行のとおり継続する。	第6回協議会承認
33	24	学校施設使用料	学校施設使用料	熊本市の例に統一する。ただし、城南地域内の学校運動施設(中学校を除く)を旧城南町住民が利用する場合は、5年間は現行の料金とし、その後は熊本市の料金を適用する。	幹事会承認
34	24	公民館使用料	公民館使用料	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	幹事会承認
35	24		歴史民俗資料館入館料	現行のとおり継続する。	幹事会承認
36	24	教職員等住宅使用料	教職員等住宅使用料	当分の間現行制度を存続し、その後熊本市の例に統一する。	幹事会承認
37	25	水道料金・加入金	水道料金・加入金	熊本市の料金体系に統一する。	第3回協議会承認
38	25	水道指定工事店登録手数料	水道指定工事店登録手数料	熊本市の例に統一する。なお、合併時に城南町で登録されている事業者は、新市においても有効とする。	幹事会承認